

茂原労基協会報

No.74
2020年1月

発行：(一社)茂原労働基準協会 茂原市茂原644-1 TEL・FAX 0475-36-2121 発行責任者：事務局長 片岡 薫



茂原公園

目次

- ご挨拶
 - 茂原労働基準協会会長 村田 雅紀…………… 2
 - 茂原労働基準監督署署長 高安 俊行…………… 2
- 協会だより
 - 全国安全衛生週間説明会…………… 3
 - 労務管理講習会…………… 3
 - 労働保険事務組合の業務紹介…………… 3
- 茂原労働基準監督署情報コーナー
 - 36協定について…………… 4
 - 労災防止について…………… 4
 - 千葉県最低賃金改正について…………… 5
- 協会掲示板
 - 2020年度講習会予定…………… 6
 - 千葉県長生健康福祉センターより…………… 6

contents

年末年始無災害運動 (2019/12/1▶2020/1/15)



令和最初の年末年始
安全健康
心に誓う

様々な労働者にマッチした施策へのお手伝い

(一社) 茂原労働基準協会 会長 村田雅紀



新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまにおかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。また、茂原労働基準監督署をはじめとする行政機関各位におかれましては、日頃からのご指導に深く感謝いたします。

また、去年は台風15号、19号、10月の豪雨と千葉県は大きな災害に見舞われました。このたびは、被災された会員各位、関係各位並びにご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、千葉県の労働災害については、平成30年度の死亡事故は28件と前年に比べ34.9%減少しましたが、休業4日以上労働災害発生件数は5,535件と8.5%増加しています。これは、サービス業などでの労災増加に加え、高齢労働者の増加などが影響していると言われております。さらに外国人労働者も増えており、十分なコミュニ

ケーションをとることが難しくなっていることも影響しているのかもしれません。

我々企業も今までと同じ安全対策を続けるだけでは十分な効果を上げられなくなってきているのかもしれません。高齢労働者に対する対応、外国人労働者に対する対応、現場で活躍する女性への対応など、新しい知見を踏まえた対策を取り入れ、多様な業種、幅広い世代、様々な出身国の労働者にマッチした施策を進めていく必要があるかと考えます。

力は及ばないかもしれませんが、当協会もこうした取り組みのお手伝いが少しでも出来ればと考えておりますので、会員の皆さまには、是非お気軽にご利用いただければと思います。

最後に令和の世は、災害と経済の停滞と縁が切れ、気分も景気も上向きに向かいますようお祈りして、あいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶

茂原労働基準監督署 署長 高安俊行



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年の台風15、19号、10月豪雨の被害により被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。去年は、自然災害の猛威を身もって体験しました。千葉県は自然災害の被害に遭うことが比較的少なかったのですが例外では無かったようです。今後は、台風、大雨はもとより近い将来発生が予想される首都直下型地震に備える必要があることを痛感しました。

今年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。去年は、ラグビーワールドカップで盛り上がりましたが、今年はその以上の盛り上がり期待される所です。当署管内においても競技種目のサーフィンの会場となっており多数の観客が来場することと思われまます。ラグビーワールドカップに匹敵するほどの盛り上がり期待したいところです。

さて、令和も2年目となり、時間外労働の上限規制が大企業の皆様には一足先に適用されておりますが、4月1日から中小企業の皆様にも適用されることとなりますので対応できるよう準備をお願いします。その他に大企

業の皆様は、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されることとなりますのでご留意ください。働き方改革もいよいよ佳境に入っております。

また、労働災害は、休業4日以上の死傷者数が10月末現在173件で前年同月比6件の増加となっており、第13次労働災害防止計画の目標である「2017年と比較して2022年までの5年間で5%以上減少」には程遠い数値となっております。特に転倒、墜落・転落、腰痛の3つの災害が上位を占めており、これらの災害を防止することで大幅に災害を減少させることが可能です。死亡災害は、平成30年は0件でしたが、去年は2件発生しております。

労働災害の原因としては①高齢労働者の増加②人手不足による経験の乏しい労働者の増加③安全衛生教育の未実施等が考えられます。

このような状況の中、本年も全ての人々が安全で安心して働ける職場環境を実現するため各種施策を展開してまいります。

最後に会員皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

協会だより

全国労働衛生週間説明会

2019年度の説明会及び衛生管理講習会を8月28日、30日にかけて、大多喜会場24社、茂原会場65社の参加を頂き開催いたしました。

説明会では、茂原労働基準監督署高安署長様、高城安全衛生課長様より、週間の趣旨、実施要領等の説明がありました。

また、衛生管理講習会は「改正健康増進について」について日本たばこ産業(株)高橋主任様よりご講演を頂きました。



高城安全衛生課長様



日本たばこ産業(株)高橋主任様



大多喜会場



茂原会場

労務管理講習会

12月14日15時より茂原市役所・市民室にて、52社の参加を頂き、次の内容にて開催いたしました。

- 「年末年始無災害運動実施要領」説明等
茂原労働基準監督署 高安署長様
- 「仕事と育児・介護の両立支援制度及び
両立支援助成金」について
千葉労働局雇用環境・均等室殿



労働保険事務組合の業務紹介

当協会は、「労働保険の事務や保険料の計算を会社や個人事業主の方にかわって行う厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合」の業務委託を取扱っております。

委託できる事業主は・・・

- **金融・保険・不動産・小売業**
にあつては、**50人以下**
- **卸売の事業・サービス業**
にあつては、**100人以下**
- **その他の事業**
にあつては、**300人以下**

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲は概ね次のとおりです。

- ①概算保険料・確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- ⑥一般拠出金等の申告及び納付に関する事務



委託をご希望なされる事業主様（一人親方は除く）は、当協会までご連絡をお願いいたします。

茂原労働基準監督署情報コーナー

監督課からのお知らせ

労働基準法改正に伴い、令和2年4月1日以降のみを協定期間とする36協定につきましては、限度時間が適用除外・猶予されている事業や業務を除き、届出様式が変わり、これまで使用されていた様式では受理できなくなります。

届出内容が大幅に変更されておりますので、早めの準備をお願いいたします。

重要 中小企業の皆様へ 千葉労働局

36協定の届出様式が変わります！
これまでの様式では受理できなくなります。

詳しい資料はないの？
おすすめは「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」(以下「解説」)です。
www.mhlw.go.jp/content/00063185.pdf

いつから変更になるの？
協定期間が令和2年4月1日以後のものです。

全ての事業場が対象になるの？
限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務以外は全ての事業場が対象です(解説6ページ)。
除外：新技術・新商品等の研究開発業務
猶予：建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における移動販売業

様式番号が変わるの？
様式番号は「様式第9号」で変わりませんが、内容が大幅に変わります(解説13ページ)。

内容はどうか変わるの？
追加されたのは、協定期間にかかわらず、1箇月100時間未満、かつ2～6箇月平均で80時間を超過しないことを認めるチェック欄です。
変更されたのは、①上限時間数については法定労働時間を超える時間での記載が必須になった、②起算日は1年の起算日のみ記載することになった点などです(解説13ページ)。

特別事項を締結するときは「様式第9号」でいいの？
特別事項を締結するときは、「様式第9号」ではなく、「様式第9号の2」(2枚組)を使用する必要があります。

猶予業種の建設業は、今後どの様式を使えばいいの？
「様式第9号の4」を使ってください。内容は、これまでの「様式第9号」と同じです。(解説11ページ)

様式のダウンロード、作成支援ツールは「[スタートアップ労働条件](#)」検索

運送業や医療機関も「様式第9号の4」でいいの？
いいえ。運送業や医療機関については事業ではなく「自動車運転の業務」、「医師」と職種で猶予されているので、それ以外の職種については「様式第9号」で協定する必要があります。一方、猶予されている職種については「様式第9号の4」でも構いません。ですから、運送業や医療機関等では、全職種分を「様式第9号」にまとめ、かつ「様式第9号」、「様式第9号の4」の2種の協定届を提出してください。

他に注意した方がいいことはある？
①特別事項を締結する場合でも、1箇月の上限時間数は100時間未満です(協定期間には「～未満」ではなく、必要最小限の具体的な時間数を記入してください)。
②労働者の過半数代表を適切に選択してください(解説の12ページ)。不適切な場合、協定自体が無効になります。
③協定期間他に協定書を作成しない場合は、協定期間の労働者代表の氏名を自筆とするか押印してください。

届出するときの注意点は？
郵送、持参どちらでも受け付けています。控をお返しますので、協定届を正副2部提出するようご協力願います。また、郵送の場合は切手を貼付した返信用封筒も同封願います。

簡単に作成できる方法はないの？
ポータルサイト「スタートアップ労働条件」に必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署へ届出可能な36協定を作成できるツールがあります。 [スタートアップ労働条件](#) [検索](#)
様式もダウンロードできます。

わからないことはどこへ聞けばいいの？
労働基準監督署へお問い合わせください
(3月は混雑しますので、お早目のお問合せをお願いします)
千葉：043-308-0671 船橋：047-431-0182 柏：04-7163-0246
銚子：0479-22-8100 木更津：0438-22-6165 茂原：0475-22-4551
成田：0476-22-5666 東金：0475-52-4358

そもそも36協定とは？基礎的なことから相談したい場合は、
千葉働き方改善推進支援センター 043-304-6133
もご利用ください。

千葉県最低賃金は時間額9.23円です(令和元年10月1日から)

上記に関する問い合わせは、茂原労働基準監督署監督課(0475-22-4551)へご連絡ください。

安全衛生課からのお知らせ

— 働くみなさんへ 【労災増加中】 労災防止の主役はみなさんです —

仕事でのケガや病気、労災は、本来あってはならないものですが、残念ながら増えています。

自分のことと思わないかもしれませんが、仕事での様々な行動が労災につながる可能性を持っていますから、あなたも労災にあうかもしれません。

例えば、こんな労災が多くなっています。

▶ 労災ランキング

ワースト1 転ぶ 転倒

材料を取りに行こうとしたら、床が濡れていて滑った。
荷物を持って歩いていたら、廊下の段差に躓いて転んだ。

ワースト2 転落 墜落・転落

棚の荷物を取るため踏み台に乗ったところ、バランスを崩して転落した。
書類を見ながら階段を下りていたら、踏み外して転落した。

ワースト3 腰痛 動作の反動・無理な動作

介助作業をしていたところ、作業の姿勢が悪かったために腰を痛めた。
倉庫の整理中、床の荷物を持ち上げようとしてぎっくり腰になった。



このような労災の5～6割は、骨折などによって1か月以上も仕事を休むほど大きなケガになっています。

さらに、痛みが残ったり、動きが悪くなったり、いわゆる後遺症が残ってしまう場合も少なくありません。

では、このような労災にあわないためにはどうしたらいいか、以下を参考にみなさんも考えてみましょう。

▶ 労災にあわないために

転倒の防止

床に水などをこぼしたり水拭きした後は、乾くまで注意しましょう。
段差にスロープを置いて、できるだけ台車で荷物を運びましょう。
段差を目立つように表示しましょう。

墜落・転落の防止

踏み台や脚立に乗るときは、体を安定させて作業しましょう。
階段は手すりにつかまりながら昇り降りしましょう。

腰痛の防止

正しい作業姿勢をとってから、介助作業に入りましょう。
荷物の重さを確認して、腰を落として抱えるように持ち上げましょう。
荷物が重いときや、介助作業の内容によっては、二人以上で作業しましょう。



働くみなさんが労災にあわないために、職場で決められたルールを守り、安全に仕事をすることはもちろんのこと、一人ひとりが、労災防止の意識を持つようお願いします。

茂原労働基準監督署情報コーナー

千葉労働局賃金室から最低賃金のお知らせ

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額時間額(円)	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	923 895円から28円引上げ	令和元.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	千葉県最低賃金と同額 923 895円から28円引上げ	令和元.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	鉄鋼業	千葉県最低賃金と同額 993 965円から28円引上げ	令和元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ^{※注}	千葉県最低賃金と同額 923 922円から1円引上げ	令和元.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	千葉県最低賃金と同額 951 928円から23円引上げ	令和元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みぎき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	千葉県最低賃金と同額 923 895円から28円引上げ	令和元.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。	
各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	千葉県最低賃金と同額 923 895円から28円引上げ	令和元.10.1	*各種商品小売業(868円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。	
自動車(新車)小売業	千葉県最低賃金と同額 923 922円から1円引上げ	令和元.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。	

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

- 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。
- お問い合わせは、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は茂原労働基準監督署(0475-22-4551)へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

協会掲示板

2020年度 講習会予定

各講習・教育を次のとおり予定しております。会員皆様の受講・参加等よろしくお願いたします。
 なお、会場等の都合で実施日等が変更になる場合がありますのでご了承願います。

講習等の名称	実施予定日
有機溶剤作業主任者技能講習（2回開催）	① 4月15、16日 ② 11月10、11日
新入者等安全衛生研修（2回開催）	① 5月11日 ② 5月12日
安全管理者選任時研修	6月9、10日
危険予知訓練（KYT）実践研修（2回開催）	① 6月23日 ② 6月24日
玉掛け技能講習（学科2日）（実技1日）	学科 9月8、9日 実技 ① 9月12日 ② 9月13日
フォークリフト運転技能講習（学科1日）（実技3日）	学科 9月25日 実技 ① 9月26、27日 10月3日 ② 10月4、10、11日
職長（監督者）安全衛生教育（2回開催）	① 11月17、18日 ② 11月24、25日
5トン未満クレーン運転業務特別教育（学科1日） //（実技0.5日）	学科 11月30日 実技 12月5日
粉じん作業特別教育	12月18日



危険予知訓練（KYT）実践研修



フォークリフト運転技能講習



クレーン運転業務特別教育

あなたの血糖値は大丈夫ですか？

本当は怖い糖尿病 糖尿病を放置しないで！

糖尿病が進行して重症化してしまうと、“しめじ”や“えのき”など重篤な合併症になります。

- し **神経の障害** 手のしびれ
- え **壊疽（えそ）** 足が腐る→下肢切断
- め **目の障害** 網膜症→失明
- の **脳卒中**
- じ **腎臓の障害** 腎症→人工透析
- き **虚血性心疾患** 狭心症、心筋梗塞



糖尿病の進行・重症化を防ぐために健診を受けましょう！

病気が発見されるのは怖い。

糖尿病の初期は自覚症状に乏しく、異変に気付いた時には重症化していることもあります。

定期的に健診を受けると、自分の血糖値や合併症のリスクを確認でき、早期発見・早期対処（治療）をすれば進行は食い止められます。市町村や職場で行われる健診をぜひ活用しましょう！！

★長生健康福祉センター地域・職域連携推進協議会では、長生地域の糖尿病重症化予防に取り組んでいます★

千葉県長生健康福祉センター（長生保健所）

表紙の写真

寒さ本番！！

近年、冬場に氷を見ることが少なくなりました。温暖化・少雨などの影響かと思いますが？小学生の時、道路の氷をパリパリ割りながら通ったり、氷柱をパキッと折って食べたことを思い出します。これから一段と寒い時期に入ります。体調管理に気を付けてお過ごしください。

編集後記



昨年は大きな災害に何度も見舞われ、自然の脅威を感じるのと同時に、非常時に対する備えの甘さを痛感した年でもありました。

心のどこかで「自分だけは大丈夫」と思っていたことの甘さも捨て、想定外と言わないための準備をしていきたいと思ひます。(M・S)